## 事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先)京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

字 が、 / A 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。配名押印又 黒川工業株式会社 代表取締役 多田良人

京都府城陽市奈島生口18番地

電話 0774 - 55

京都府地球温暖	化対策条例第18条第1項(第18	条第2項、第18 <b>冬</b> 第	(3項) の規定	により提出します	
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。 特定事業者の 主たる業種					
該当する事業者要件	「 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上) )				
19 英门	│□ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模演送事業者(トラッムワ▽│				
	はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事				
	「「「「「「「」」」     「「「」」     「「」 「「」」     「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」				
計画期間基本方針					
	大学を図り、 たてえが果て大型したが、見通しと行うしてり、 自工不応設の				
	社長も安貞長とする省工不養員会も設置し、実施計画の競とは持状況を管理する				
年度ごとの具 体的な取組及	年度   設備、対象、工程等			計画内容	
体的な取組及 び措置 19 ミルケット 機介 水量の制御コントロール及び温度制御システムの					臭施滑
	1 -10 / NX	小里の町谷	ブンレハ-IN )	文な、近夜も1徐アシステムの	0.6首立
	i zz z Triscani	Š. jesauvai			2,300
温室効果ガス		****	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
の排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度		· 月標年度(計画) (19.)年度	削減率(計画)
	A 事業所等排出区分	(二酸化炭素換	D - 1	(二酸化炭素換算 (t))	(%)
	B 輸送車両排出区分	//.	875 t	10.500 t	-/2 %
	C その他排出区分		t	· t	%
その他の地球	排出合計	*1 //	P 75 t	*2 10,500 t	-12 %
温暖化対策に	対策等の区分	取組量		(計画) (二酸化炭素換算(t))	1 1
カスの削減量	森林の保全及び整備 府内産の木材の利用	(整備面積)	ha	(吸収量) t	
等 .	自然エネルギーを利用した電	(利用量)	m³ kwh	(削減量) t (削減量) t	/
	力又は熱の供給	(熱供給量)	GJ	(削減量) t	1/ 1
	グリーン電力の購入 削減量等合計	(購入量)	kwh	(削減量) t	
差引排出量		・ 基準年度(	実績)	*3 t . 目標年度 (計画)	削減率(計画)
(排出合計-削減等合計)			P75 t	(*2)-(*3) /D ←DO t	一/2 %
特 記 事 項	4-02-2-04-1				10
}					
	中发生反应机能				SAR S
	CONTRACTOR S				
連絡先	担当部署	180/			
	担当者氏名				
10 mm	住所				
	電 話 番 号				
	ファクシミリ番号				

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
  - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸は、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については、 は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発をいいます。
  - は旅名単門の折口する価単効来ガスを、「てい世野田区刀」とは、上記のパンカーのフェスのフェスのフェスのフェスのである。 をいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開系ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。